十一

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、初等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

十二

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。「空港運営サービス」には、航空交通サービスを含まない。
現行の措置

アルメニア共和国の表

一

分野　運輸及び保管設備
小分野　航空運輸業
産業分類　経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　五一　航空運輸業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　「アルメニア共和国は、自国の法令に従い、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。「空港運営サービス」には、航空交通サービスを含まない。
現行の措置

二

分野　郵便サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　アルメニア共和国は、自国の法令に従い、郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
現行の措置

三

分野　漁業
小分野　内水における漁業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　アルメニア共和国は、自国の法令に従い、自国の内水における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
現行の措置

この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　集魚
(c)　漁獲物の保蔵及び加工
(d)　漁獲物及びその製品の輸送
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給

四

分野　武器・火薬産業
小分野　武器産業
　　火薬類製造業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　アルメニア共和国は、自国の法令に従い、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
現行の措置

五

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　アルメニア共和国は、自国の法令に従い、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに社会事業サービス（社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健並びに保育を除く。）への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
現行の措置

六

分野　エネルギー産業
小分野　電気業
　　ガス業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
アルメニア共和国は、自国の法令に従い、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。
現行の措置

七

分野　金融業及び保険業
小分野
産業分類
関連する義務　最恵国待遇（第三条）
概要　金融サービスへの投資に関し、アルメニア共和国は、自国が構成国である経済同盟の他の構成国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この留保事項の適用上、「金融サービス」とは、保険及び保険関連サービス並びに銀行業及び他の金融サービスをいう。
現行の措置

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉